

## 修繕のお問い合わせ先は、お住いの地区ごとに異なります！

名護出張所	☎ 0980-43-7970	名護市の県営住宅
コザ出張所	☎ 098-988-7686	沖縄市、うるま市、嘉手納町、読谷村の県営住宅
宜野湾出張所	☎ 098-917-6174	宜野湾市、浦添市、北谷町、西原町、北中城村、中城村の県営住宅
那覇本社 (施設整備係)	☎ 098-917-2438	那覇市、豊見城市、南城市、糸満市、八重瀬町、南風原町、与那原町の県営住宅

●インターネットの接続に伴う申請や、手すり等の設置の申請などについても、上記の修繕受付先窓口にて手続きできますので、ぜひご利用ください。

※申請にあたっては、家賃・駐車場使用料の滞納がないことを必ずご確認のうえ、模様替え申請書および委任状(名義人以外が申請する場合)を窓口持参・郵送し、申請していただきますようお願いいたします。



### 沖縄県住宅供給公社へのお問い合わせについて

受付時間 8:30~17:15 (土日祝日・年末年始は除く)  
 ※那覇本社窓口 8:30~16:00 (土日祝日・年末年始は除く)

令和4年8月より  
窓口の時間が変更  
になりました！

● 名義の変更や同居者の承認、緊急連絡人(連帯保証人)に関すること (例:名義人の死亡、離婚、親族を同居させたい、緊急連絡人(連帯保証人)の死亡、転職、住所や電話番号の変更)	《入居係》 ☎098-917-2206
● 県営住宅退去、入居者の異動、減免申請、収入申告に関すること (例:結婚や進学・就職によって団地から転出)	《収入調査係》 ☎098-917-2435
● 駐車場に関すること (例:車庫証明発行、契約・解除手続き、車両を変更した等)	《駐車場係》 ☎098-917-2437
● 家賃支払いに関すること	《収納係》 ☎098-917-2436
● 家賃滞納に関する相談・心配事	《専門相談員》 ☎098-917-1210
● 修繕の申込・相談、模様替えに関すること	《施設整備係》 ☎098-917-2438

各出張所も  
ご活用ください

下記の出張所でも、上記の受付業務の一部を行っております。  
 ・名護出張所 ☎0980-43-7970 FAX:0980-43-7971  
 ・コザ出張所 ☎098-988-7686 FAX:098-988-7687  
 ・宜野湾出張所 ☎098-917-6173 FAX:098-917-6174

※修繕の受付については、月曜日および休日の翌日の午前9時から10時までの時間帯は、電話が混み合いつながりにくい状態となる場合がございます。お急ぎでない方は他の時間帯にお電話いただきますよう、ご協力をお願いします。  
 ※営業時間外、土日、祝祭日、年末年始の修繕については、各地区の修繕業者へご連絡していただくようお願いいたします。

けん えい じゅう たく

# 県営住宅だより

2023 冬号 第13号

JK 【発行】沖縄県住宅供給公社 住宅部 住宅管理課

<http://www.ojkk.or.jp> 検索

## 最近、火災が増えております。皆さんは、防火対策をしていますか？

令和2年 建物火災の主な出火原因 (令和2年版 沖縄県消防防災年報)

- 1 ガスコンロ
- 2 たばこ
- 3 電気機器

主な防火対策として・・・

調理中に離れない！  
周囲に燃えやすいものを置かないようにしましょう

寝たばこは絶対にしない！  
吸い殻は灰皿にためず、捨てる時も水で完全に消してから捨てましょう

共用部分には物を置かない！  
住宅の周りは整理整頓を心がけましょう

### 家財保険に加入していますか？

- 失火の場合は、火災の原因により、原状回復、住宅の明け渡し、損害賠償などの措置を求められます。
- 万一の事故による家財や第三者に対する損害を補償する賃貸住宅居住者向けの、住まいの保険等に加入しておくことも、安心して生活を送るための備えとなります。もしもに備えて、加入されることをおすすめします。  
※保険会社・加入内容の指定等はありません。

家財保険  
家具・家電・衣類など

### お部屋の火災警報器を点検しましょう！

**作動点検**  
 警報器のひもをひっぱるとテスト音が鳴ります。テスト音が鳴らないときには、本体を取り外し、専用リチウム電池のコネクタが正しくセットされているかを確認してください。それでも鳴らない場合は、電池切れや警報器の故障が考えられます。住宅火災から大切なご家族を守るため重要な役割を果たしていますので、定期的に点検しましょう。  
 ※住宅によって器具などが異なる場合があります。

### 住宅用消火器の取扱いについて

- ①安全ピンを引く。
- ②ホースを外し、火元に向ける。
- ③レバーを強く握り、放射する。

## 家賃決定通知書について



令和5年度の家賃決定通知書を、2月に配布しますのでご確認ください。

なお、「収入申告書」の未提出もしくは不足書類がある場合は、世帯の収入状況に関わらず、**今年4月から近隣の賃貸住宅並みの家賃(近傍同種家賃)となります。**該当する世帯は、家賃決定通知書と同封の意見申出書と一緒に必要書類を提出してください。

収入調査係 ☎098-917-2435

## 【お願い】 安否確認について

近年、コロナ禍での新しい生活様式に取り組むことで人と集まる機会も減り、隣近所への関心が薄れるなど、私たちの身の回りの地域社会や家庭の様相は大きく変化しており、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。

「おかしいな」と思ったら  
連絡をお願いします



- 最近、姿を見かけない。
- 郵便受けに新聞や郵便物がたまっている。
- 洗濯物が干したままになっている。
- 部屋の電気が消えたまま、ついたまま等

入居係 ☎098-917-2206

## ⚠️ 共同生活のルールを守りましょう ⚠️

県営住宅は共同住宅であり、日常生活のさまざまなことについて約束事やルールがあります。それらを守っていただくことが、皆様の快適な生活につながりますので、ご理解・ご協力をお願いします。

### 犬・猫・鳥等の飼育やエサやりは 禁止されています！

飼育やエサやりを行い、他の入居者に迷惑や危害を与えた場合には、住宅の明け渡しを求める等、入居者の不利益になります。絶対にやめてください。

### 清掃活動に参加しましょう

住宅敷地内の清掃や草刈り、中低木の剪定等に積極的に参加し、みんなで協力して暮らしやすい環境整備に努めましょう。

### 排水管の清掃をしましょう

台所流し台、洗面台、浴室、洗濯機およびトイレの排水管が詰まらないよう定期的に清掃をしましょう。

### 駐車違反、自転車等の放置は大変迷惑です！

通路等への違法駐車は、緊急車両の通行の妨げや事故につながる恐れがあります。また、駐車場へ契約車両以外の物やバイクの放置も禁止です。自転車等は決められた場所に駐輪し、使用しない自転車等は必ず個人の責任で処分してください。

### 生活音に気をつけましょう

生活音は上下階や両隣に響きますので、音には十分注意してください。日常的な音でも生活の時間の違いによって感じ方は異なりますので、特に深夜や早朝は大きな音を出さないようお互い気をつけましょう。

### 火事に注意しましょう

タバコやストーブ等、火元の管理は十分注意し、火災訓練で日頃から備えましょう。 ※火災保険への加入を推奨しています。

### 喫煙マナーを守りましょう

県営住宅では、入居者が周辺の環境を乱し、他に迷惑をおよぼす行為は禁止されています。共用部分での喫煙や過度なベランダでの喫煙により、受動喫煙にお困りの声が寄せられています。喫煙マナーを守り、他の入居者に受動喫煙させないようにしましょう。

### 避難経路に物を置いてはいけません！

ベランダや通路等に物を置くことは、災害時に避難する上で非常に支障をきたします。絶対にやめてください。

## 駐車場の手続きについて Q & A

※注意※ 県管理の駐車場のみ、公社で対応可能です。  
自治会管理の団地や自治会で設けた区画については、対応できかねます。

### Q 駐車場を契約したいのですが、手続きはどのように行えばよいでしょうか？

まず「駐車場使用申込書」を団地の自治会か住宅公社からもらって、必要な書類を添えて住宅公社で手続きしてください。

### A ※申込に際しては、「団地入居者または同居者名義の車両であること」「家賃の滞納がないこと」「車の長さや幅、高さなどが規格内であること」などの条件がありますので、気をつけてください。

### Q 車庫証明書が欲しいのですが、手続きはどのようにすればよいでしょうか？

車庫証明の発行は、各警察署内の交通安全協会で行っております。

公社では、その手続きに必要な「自動車保管場所使用承諾証明書」の申請を受け付けておりますので、車庫証明の必要な方は、申請してください。なお、

### A 証明書発行までに1週間前後かかりますので、日程に余裕をもって申請してください。

### Q 1台分の駐車場を借りていますが、空き区画があるなら2台目の駐車場を借りることはできますか？

県管理の駐車場については、原則1世帯1台として利用区画を整備しています。空きがある場合の2台目の駐車区画については、自治会の承認が必要となります。

### A 詳細は各団地自治会にお問い合わせください。ただし、単身者、もしくは同じ使用名義人が複数の区画を使用するための申請は受付できません。また、2台目の車の車庫証明は発行できません。

### Q 車を買替えたのですが、そのまま駐車場を使ってもよいでしょうか？

### A 「車両変更申請」が必要ですので、必要書類を添えて手続きをしてください。

### Q 駐車場での事故などは、住宅公社が面倒をみるのですか？

公社も県も、駐車場で発生した天災、火災、盗難、損害事故で使用者が損害を受けても責任を負いませんので、警察などに届ける必要があるときは各自で行ってください。

その他ご不明なことがありましたら、  
駐車場係(本社)または各出張所までお尋ねください！

駐車場係 ☎098-917-2437

